## 松江地方法務局登記情報システム管理官 標準文書保存期間基準

				分類例							
事 項	業務の区分	当該業務に 係る行政文書 の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間 満了時の 措置	参考事項	((規則別表 1の関連事 項))	
文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	行政文書ファ イル等の保存 期間及び保存		登記情報システム等	標準文書保存期間基準(現行)	標準文書保存期間基準	常用	廃棄		(別表1事項2 2を参酌)	官001
		期間満了時の 措置等が定め られた文書	・標準文書保存期間基 準の制定又は改廃に係 る決裁文書		標準文書保存期間基準	保存期間基準の制定・ 改正	10年	廃棄	年度		官002
			・行政文書ファイルの	登記情報システム等	管理するための帳簿	行政文書管理	5年	廃棄	年度		官003
			· 文書収発日記簿 · 秘密文書収発日記簿	登記情報システ ム等	管理するための 帳簿	日記簿	1年	廃棄	暦年		官004
ステム等に 関する事項	システム等の 運用に関する	登記情報システム等の運用等に関する文書		登記情報システム等	例規(現行)	登記情報システム等に 関する訓令・通達その 他の例規類		廃棄		(別表1事項2 2を参酌)	官005
	もの	音		登記情報システム等	登記情報システム等の運用管理	登記情報システム等の操作手引書	常用	廃棄		(別表1事項2 2を参酌)	官039
			・除却登記情報システム等に関する操作手引	登記情報システム等	登記情報システム等の運用管理	除却登記情報システム 等の操作手引書	3年	廃棄	年度		官040
				登記情報システム等		登記情報システムの運用・管理	5年	廃棄	年度		官006
			<ul> <li>・業務関連要望に関する文書</li> <li>・障害発生報告書</li> <li>・登記情報等システムに関する文書(障害に関するもの)</li> <li>・プログラム修正に関</li> </ul>		ム運用管理		3年		年度		官007
				ム等	ム運用管理						官008
				登記情報システム等	登記情報システム運用管理	大量事件等連絡票	3年	廃棄	年度		官009
				登記情報システム等	登記情報システム運用管理	管轄転属システム運用	5年	廃棄	年度		官010
				登記情報システム等	登記情報システム運用管理	登記所外字発生に関する照会	30年	廃棄	年度		官O11
				登記情報システム等	登記情報システム運用管理	各種システムの情報化	5年	廃棄	年度		官012
				登記情報システム等	登記情報システム運用管理	インシデント管理シス テム	<b>3</b> 年	廃棄	年度		官013
			・管理者カード管理簿 ・管理者カード送付書 ・管理者カード送付簿 ・管理者カード使用簿 ・管理者カード失効届 出書	ム等	登記情報システム運用管理	管理者カード	3年	廃棄	年度		官014
			・登記官カード管理簿 ・登記官カード送付書 ・登記官カード送付簿 ・登記官カード受領書 ・登記官カード失効届 出書		登記情報システム運用管理	登記官カード	3年	廃棄	年度		官015

## 登記情報システム管理官

					分類例							
	事 項	事項業務の区分	当該業務に 係る行政文書 の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間 満了時の 措置		((規則別表 1の関連事 項))	
				・送・送・報し・利・・(・存・ワ・ワ・情運報機・機・登シ許法用例副別副簿プー公一登報用告密提密提記ス可務許外電記電 リド印ド記セ管書を提密提記ス可務許外電記電 リド印ド記セ管書を提密提記ス可務許外電記電 リド印ド記セ管書を提っけれて、ト記理理報ュ規等請等請登末 外 書一式一 バ パ ティ定の お書移書記持 端 タ)タ パ ス ム及める という ない スティ に は スティ に は スティ に ス の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ム等	登記情報システム運用管理	情報セキュリティの確保	5年	廃棄	年度		官016
				・管理台帳 ・登記端末システム用 サーバラック鍵管理簿 ・レイアウト変更関係 起案文書 ・登記情報システム等 の機器の移設に係る起 案文書		登記情報システム運用管理	機器構成管理	5年	廃棄	年度		官017
				・地図情報システムに関する文書	登記情報システム等	地図情報システ ム運用管理	地図情報システムの運 用・管理	5年	廃棄	年度		官018
			会同及び事務 打合せに関す る文書	・会同, 打合せ, 連絡会 等各種会議関係書類	登記情報システ ム等	会議・会同	会同・事務打合せ会	5年	廃棄	年度		官019
3	その他の例		訓令・通達そ の他の例規に 関する文書		登記情報システム等	例規(現行)	訓令・通達その他の例規類(その他)	常用	廃棄	年度		官020
4	局務に関す る事項	局務全般	局務に関する 文書	・局務関係書類	登記情報システム等	その他	局務	5年	廃棄	年度		官021
				<ul><li>・局務に関する回覧書類</li><li>・局務に係るパンフレット</li></ul>	登記情報システム等	その他	局雑務	1年	廃棄	年度		官022
				・業務命令簿	登記情報システ ム等	その他	〇〇年度業務命令簿	5年	廃棄	年度		官032
			意見等収集に 関する書類	・意見等収集カード管 理簿・意見等収集カー ド	登記情報システ ム等	その他	意見等収集カード管理 簿・意見等収集カード	5年	廃棄	年度		官034
5	庶務に関す る事項	庶務事務	事務引継ぎに 関する文書		登記情報システ ム等	その他	事務引継書	5年	廃棄	年度		官023
6		職員の勤務時 間・休暇事務		• 出勤簿	登記情報システム等	その他	出勤簿	作成の日から起算して5年を経過する日まで	廃棄	暦年 人事		官025
				• 休暇簿	登記情報システム等	その他	休暇簿	作成の日か ら起算して 3年を経過 する日まで	廃棄	暦年 人事		官026
				• 勤務時間報告書	登記情報システム等	その他	勤務時間報告書	作成の日か ら起算して 5年を経過 する日まで	廃棄	年度 人事		官028
				·管理職員特別勤務実 績簿 ·管理職員特別勤務手 当整理簿 ·管理職員特別勤務報 告書	ム等	その他	管理職員特別勤務手当	作成の日か ら起算し 5年1月 を 経過で	廃棄	年度 人事		官035
				<ul><li>・週休日の振替通知</li><li>・代休日指定簿</li><li>・超勤代休時間指定簿</li></ul>	登記情報システム等	その他	週休日の振替・代休日 の指定・超勤代休時間 指定	作成の日か ら起算して 3年を経過 する日まで	廃棄	暦年		官036
				・早出遅出勤務管理簿 ・休憩時間変更事由申 出書 ・申告・割振り簿	登記情報システム等	その他	早出遅出勤務等	作成の日から起算して3 年を経過する日まで	廃棄	暦年		官037

2 / 3 ページ

## 登記情報システム管理官

		当該業務に 係る行政文書 の類型	行政文書の具体例	分類例							
事項	業務の区分			大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間 満了時の 措置	参考事項	((規則別表 1の関連事 項))	分類記号
			•休暇•勤務時間関係 書類	登記情報システム等	その他	休暇•勤務時間関係書類	作成の日から起算して 5年を経過する日まで	廃棄	暦年		官038
会計に関 る事項	まず 会計事務	会計事務に関する文書	• 会計関係書類	登記情報システ ム等	その他	会計	5年	廃棄	年度		官029
登記に関 る事項	まず 登記事務	登記事務に関する文書	• 登記関係書類	登記情報システ ム等	その他	登記	3年	廃棄	年度		官031

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間 満了時の措置について設定することとする。

-法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては,参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について 「人事」・・・人事院規則 「内閣」・・・人事記録の記載事項等に関する内閣府令 「統計」・・・人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号) 「〇〇」・・・〇〇〇〇